

東安居小学校 P T A 規約

- 第1条 (名称) この会は、福井市東安居小学校 P T A と称し、事務所を福井市東安居小学校（福井市水越2丁目503）におく。
- 第2条 (目的) この会は、**会員が**家庭・学校・社会における児童教育について理解を深め、互いに協力して学校および地域の教育的環境の整備・浄化を図ると共に、会員の教養を高め、相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 (方針) この会は、教育を振興することを目的とした民主団体で、特定の政党や宗教に偏ることなく、児童の福祉増進のために活動する他の団体・機関と協力するが、学校の人事には干渉しない。
- 第4条 (会員) この会の会員は、東安居小学校に在籍する児童の保護者と教職員および本会の主旨に賛同する者とする。
- 第5条 (会計) 会計は一般会計と特別会計を置き、この会の経費は会員の納める会費と事業の収入および自発的寄付金をもって支弁する。
- 第6条 (会計年度) この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第7条 (会費) この会の会費は、月額一人当たり350円とする。ただし、1家庭3名以上本校に在籍する場合は、3人目からは免除する。
- 第8条 (決算) この会の決算は、年度末において会計監査による監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第9条 (役員・会計監査・学年委員) この会に次の役員ならびに会計監査、学年委員をおく。
- | | |
|--------|-----------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 必要に応じて適宜置く。 |
| 庶務 | 2名（保護者・教職員各1名） |
| 会計 | 2名（保護者・教職員各1名） |
| 部長・副部長 | 必要に応じて適宜置く。 |
| 会計監査 | 2名 |
| 学年委員 | 役員以外の4, 5年生保護者 |
- 第10条 (任務) 役員および会計監査、学年委員の任務は次の通りとする。
- | | |
|--------|---|
| 会長 | この会を代表し、すべての会を招集し、あらゆる会務を総括する。 |
| 副会長 | 会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
副会長(女性)は、母親相互の連帯感を高め、母親としての資質向上に努める。 |
| 庶務 | 各会合の議事、諸活動の記録、書類等の保管、その他庶務一切を処理する。 |
| 会計 | 予算に基づいて一切の会計事務を処理し、総会に決算報告をする。また、予算案の立案に協力する。 |
| 部長・副部長 | 各部の事業を推進する。 |
| 会計監査 | 年度末において会計の監査を行い、総会に監査報告をする。 |
| 学年委員 | この会の事業推進に協力する。 |
- 第11条 (役員・会計監査の選出および任期)
- 役員・会計監査の選出および任期は次の通りとする。
- 1 次年度役員候補及び立候補を受け付け、会長・副会長・校長・教頭が選考委員になり選考することとする。
 - 2 適任と認められた役員・会計監査は、年度末の全委員会で内定し、総会において承認を受けて就任し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第12条 (機関) この会に次の機関を置く。
- 1 総会
 - ・総会は全会員をもって構成され本会の最高決議機関である。
 - ・定期総会は年度はじめに会長が召集し前年度の事業報告および収支決算、本年度事業計画および収支予算、役員および会計監査役員の承認その他の事項について審議する。
 - 2 役員会

・役員会は役員、校長及び教職員代表をもって構成する。

・予算の立案、行事計画、その他必要事項を協議する。

3 全委員会

・全委員会は、役員、学年委員および教職員によって構成され、総会に次ぐ決議機関である。

4 部会

・事業を推進するにあたり、必要に応じて設ける。

5 特別委員会

・特別委員会は、特別に必要がある場合、全委員会の議決を経て設けられる。

第13条（顧問）この会に、会長の諮問に応ずるため顧問をおくことができる。

（顧問は前年度役員とする。）

第14条（協力委員）この会の目的達成に必要なときは、校下の町内会長を協力委員として支援願うことができる。

第15条（規約改廃）この規約を改廃する時は、総会で上程し、総会出席者の3分の2以上の賛成を得るものとする。

第16条（実施）この会は、昭和48年4月1日に発足し、本規約は、同年同月より実施する。

昭和49年4月26日	一部改正	昭和53年3月8日	一部改正
昭和59年3月8日	一部改正	昭和62年4月30日	一部改正
昭和63年4月30日	一部改正	平成元年4月28日	一部改正
平成2年4月27日	一部修正・改正	平成8年4月26日	一部改正
平成9年5月9日	一部改正	平成12年5月2日	一部改正
平成15年4月30日	一部改正	平成16年4月30日	一部改正
平成22年4月30日	一部改正	平成23年4月28日	一部改正
平成25年12月10日	一部修正・改正	平成29年4月28日	一部改正
平成30年4月27日	一部改正	平成31年4月26日	一部改正

東安居小学校PTA規約細則

第9条 副会長の内、1名以上は女性とする。

第10条 女性代表を設置する。令和2年、3年に限る。市P連Bブロック女性代表として、ブロックの運営に当たる。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 本細則は、役員会で改正することができる。

平成25年12月10日公布

平成29年4月27日 一部改正

平成30年4月27日 一部改正

平成31年4月26日 一部改正

令和2年5月29日 一部改正

東安居小学校PTA規約 内規（令和2年7月30日 施行）

【渉外費用について】

懇親会費 : Bブロック、福井市PTA連合会、福井県PTA連合会主催
懇親会については、5,000円を上限に実費を補助する。

旅費、宿泊費 : 福井市PTA連合会旅費規程にて支給される補助金の半額を補助する。

※太字は改正点、細則第10条および内規は追加

令和3年度 東安居小学校PTA組織図

資料1

